

不安や批判が高まる

インボイス制度

世界中で暮らしや営業が厳しくなっている状況下で、消費税の減税・廃止する国が10ヶ国近くに上るというのに、我が国では来年10月から消費税の増税策であるインボイス（適格請求書）制度を実施しようとしています。日本を世界に類を見ない借金大国にした自民党は、以前から大企業や高額所得者には甘い税体系を敷いてきました。大企業ほど軽い法人税負担や、大富豪ほど軽い所得税負担にはつきりと表れています。ですから、このコロナ禍にあっても、大企業は内部留保が減るどころか益々増やしています（約500兆円）。反対に多くの国民には生活費にまで食い込むような厳しい税制を強いてきました。資本主義社会とは言え、この格差社会は度を越しています。日本の労働者の平均賃金の伸び率が他国に比べ極端に低いのはどうしてでしょう。国内需要が伸び悩んでいる背景には、この格差社会も影響しています。

「取引先からインボイス登録するよ」と言われた。どう対応すればいいの」という悩みや相談が増えています。民商では「あわてないで！取引先には『登録するかどうかは検討中』と伝え、民商に相談を」と呼び掛けています。大まかな試算ですと、免税事業者が登録することで、約1か月分の所得が消費税で消えるとい

います。3%から始まった消費税も今や10%。軍事情費を2倍にすると言っている



自民党ですから、消費税もこのままつてわけにはいかないでしょう。しかも消費税は、本業の商売が儲かっていようが赤字だろうが関係なくかかってきます。そんな、消費税も払えないような事業所は潰れてしまえというのが、与党が推し進めている新自由主義経済なのです。

なお当初、「消費税を滞納しているような事業所には、インボイスの登録番号は交付されない」というような噂が出ていましたが、確認したらそんなことはないそうです。もちろん、換価の猶予で分納している方も大丈夫です。安心して下さい。

その他に、「登録するには個人番号（マイナンバー）の記載が必須とされている」とした新聞記事もありましたが、本人確認のためのものだから、その他の方法で本人確認が出来ればマイナンバーを書かなくてもいいとのこと。



いずれにしろ、来年10月実施には現実的には難しいのではと思うような状況ではありますが、実施しようとする側は何が何でもと躍起になっています。民商では、①消費税の増税策 ②中小業者・フリーランスを廃業の危機に追い込む ③プライバシーを侵害し、個人情報や営利企業に差し出す などの問題点を多くの国民に知らせ、実施中止に持っていきたいと考えています。身近なところでは署名が大事です。ただ単に記名を訴えるだけではなしに、消費税減税に賛成の立場で、一般市民にもお願いして欲しいと思っています。

新型コロナウイルス感染症の共済金の申請について

COVID-19



先行きが全く見通せない新型コロナウイルスも第7波となり、上越市でも今までにない感染者数が報じられています。

会員さんから「コロナにかかってしまったけれど共済は下りるの？」との問い合わせも増えています。そこで改めてお知らせします。

☆共済加入者が陽性だった場合

「入院見舞金」の対象になります。病院に入院した場合は、領収書もしくは入院証明書が必要です。ホテルや自宅で待機した場合は、役員による確認書が必要となります。（一日3千円の支給）

☆共済会加入者が陰性だったが、濃厚接触者として自宅待機になった場合

「安静加療見舞金」の対象になります。但し、自身で判断した場合は対象となりません。2週間以内の待機期間でも新型コロナウイルス感染の場合のみ請求可能です。共済金請求書の下役員署名欄に、班や支部の役員からの署名が必要となります。（1年に1回、5千円の支給）

詳しくは民商までお問い合わせください。

《裏面に続く》

緊急小口資金・総合支 援資金貸付の締切りは 9月末まで伸びました

社会福祉協議会で行っているコロナ
対応特例貸付の「緊急小口資金」（最
高20万円）と「総合支援資金」（最高
20万円×3か月）の締切りが9月末ま
で延長されました。この貸付は、償還
時において所得の減少が続き住民税非
課税になる場合は、返済が免除されま
す。大いに活用して営業と暮らしを守
りましょう。

コロナ給付金が待てない時は 地元の社会福祉協議会へ相談

緊急小口資金を利用
貸付額10万～20万
無利子・保証人不要
しかも1年据置も可



今月のPC記帳会

9月14日（水）午後1時半～
午後7時～

今月の「なんでも相談会」

9月21日（水）午後7時～